（様式第２－１４号）

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令 和 8 年 10 月 5 日

三　　川　　町

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第８条第４項において準用する同法第７条第５項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更を認定したので、同法第８条第４項において準用する同法第７条第６項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体	備考
1号事業	２号事業	３号事業	４号事業	地域	重点区域との重複の有無			
○				三川町地内	無	令和6年度 ～ 令和10年度	三川町広域協定運営委員会	長寿命化整備計画書の追加